

運 営 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、極東警備保障株式会社が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の管理運営について必要な事項を定め、業務の適切かつ円滑な執行と介護保険法等の理念に基づき、認知症の原因となる疾患か急性の状態にある者を除き、要支援2の者及び要介護者であって認知症の状態にある高齢者等の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解り易く説明する。
4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行うグループホームの名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホームおおぞら
- 2 所在地 空知郡上富良野町緑町3丁目1番32号

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 2名（1名以上は、計画作成担当者兼務）
管理者は、業務の管理及び介護支援を行う。
- 2 計画作成担当者2名（1名は介護支援専門員有資格者、1名は管理者兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるように介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 3 介護職員
夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上配置する。 夜間及び深夜以外は利用者の数が3またはその端数を増すごとに、常勤換算法で1以上を配置する。
介護従業者は、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 本事業所の定員は、1ユニット9名で2ユニット、計18名とする。

(介護サービスの内容)

第7条 認知症高齢者が地域社会とのつながりのなかで安全に共同生活を行うことを基本に、次のことに留意してサービスを提供する

- (1) 入居者に対して住居及び食事の提供を行うと共に、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (2) 入居者に対して家庭的な雰囲気の中、日常生活を通じて認知症に配慮した専門的ケアを行う。また、グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安心して共同生活を送れるよう援助する。
- (3) 常に入居者の身体的、精神的状況の把握に努め、症状に応じて医療機関の受診、保健福祉部等他機関との連携を図る等、適切な対応を行うと共に緊急時の対応を行う。
- (4) 各種サービスの提供は、入居者個々の心身の状況に応じて適切に行う。
- (5) 入居者に対して金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行う。
- (6) 入居者の家族に対して、入居者の状況、施設内の生活状況等について積極的に情報の提供を行い、家族等との連携体制を深めるように努める。
- (7) 事故防止のため、入居者の行動特性等を十分に把握して安全に配慮する。
- (8) 入居者が安定した継続的な入居ができるよう協力医療機関や訪問看護ステーションと密な連携を図り、入居者が医療的に重度化した場合においても出来る限りの医療協力、支援を受け当施設での穏やかな生活、週末期、看取りと入居者が安心できる継続した援助が行えるよう本人や家族、当施設、医療機関と連携相談、助言を受けながら状況に応じて適切でより良いサービスを提供していく。

(介護計画の作成)

第8条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に「介護計画」を作成する。
2 介護計画作成・変更は、利用者及び家族に、当該計画の内容を説明し同意を得る。
3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第9条 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

なを、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、負担割合に応じた額とする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 家 賃 (トイレ無) | 26,000円/月 |
| (1) 家 賃 (トイレ有) | 28,000円/月 |
| (2) 食材料費 | 1,400円/日 |
| | (朝食 400円・昼食 500円・夕食 500円) |

- | | |
|-------------|--------|
| (3) 水道光熱費 | 850円/日 |
| ※但し生活保護受給者は | 600円/日 |

- | | |
|----------------------|-----------|
| (4) 暖房費 (10月から 5月まで) | 12,000円/月 |
| ※但し生活保護受給者は | 8,000円/月 |

- | | |
|--|--|
| (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費 | |
|--|--|

- 2 当月の入居期間（外泊等を除く）が1ヶ月に満たない場合は上記の額を日割り請求いたします。
- 3 利用料の支払は、月毎に発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除き、要支援2の者及び要介護者であって認知症の状態にある者で、かつ、次の各号を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと
- 2 入居後状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める

(秘密保持)

- 第11条 1 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

- 第13条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第14条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
 - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

- 第15条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。
- また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条第2項の運営推進会議に報告する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第19条 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- (1) 採用時研修、採用後1カ月以内
 - (2) 経験に応じた研修、随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 3 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成30年10月 1日から施行する。
- 変更 この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。
- 変更 この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。
- 変更 この規定は、令和 6年10月 1日から施行する。

(終)